

日本のヤングケアラー研究の動向と到達点

河本 秀 樹

職業教育研究開発センター客員研究員

Trends and Achievements in Young Carers Research in Japan

Kawamoto Hideki

Vocational education center of research and development

抄録：

目的

ヤングケアラー研究の先行研究を要約表にまとめ、現在までの研究状況と到達点を明らかにすること。

方法

データベース検索を基に文献を抽出し、内容検討、文献統合を行い、論文執筆した。

結果

日本のヤングケアラー研究は、未着手で解明されていないことが多い。現在は、家族介護者支援の必要性、専門職への周知、存在率、法的支援、具体的な支援方法の研究、調査が行われている。

結論

イギリスの研究に遅れ、日本でヤングケアラー研究がはじまった。ヤングケアラーには、子どもらしい生活ができない、年齢相応のキャリアを積むことの困難などがある。文献調査からヤングケアラーを広く社会に知ってもらうことの必要性、家族介護者支援の必要性が提示された。

キーワード：ヤングケアラー、ケアを担う子ども、介護者支援、家族介護者

1. 研究の背景と目的

ヤングケアラーとは「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども」¹⁾と、日本では定義されることが多い。現状では、日本では正式な定義はまだない。

ヤングケアラーの存在は、イギリスでの調査によって明らかになりつつ研究は先行している。英国放送協会（BBC）が編集する雑誌が「小さな金魚たち」²⁾と題して取り上げるなど、1988年ころから在宅介護を担う児童に関する主な調査が多数行われて

いる³⁾。世界的にはイギリスで他の国に先駆けて問題意識が高まり、実態を調査している。

日本では、2000年ころから介護者支援⁴⁾の文脈で、イギリスのヤングケアラー調査や支援の紹介が行われている。日本でも近年、「ケアラーのケア」（介護者支援ともいう）に注目が当たる中で、その一つの側面である「ヤングケアラー」にも注目が集まっている。2010年には一般社団法人日本ケアラー連盟が設立され、実態調査や各種調査などが行われるなどの活動も進みだした。

また、本来ならば、キャリアを積むことが大事な小中高生の時期に、十分なキャリアを積めないまま

社会に出ることになったり、学業を断念することになったり、子どもの年齢相応の体験などをすることがないままになるなどの問題も多い。

ヤングケアラーの定義は、先行したイギリスなどを参考にするなど各研究者で異なっていたが、イギリスでは「通常は成人によって担われるかなりの介護作業を行ない、他の人に責任を負う18歳までの児童あるいは若年者」⁵⁾が現在の主流である。

また、日本のケアシステムである介護保険制度には、「地域支援事業」の中で任意事業の一つとして家族介護者支援は存在するが、あくまで任意事業である。多くの自治体で広く行われているわけではない。ただし、レスパイトとして機能する、ショートステイ、ホームヘルプなどは存在するものの充分とは言にくい。その中でも、家族介護者の一部であるヤングケアラーについての言及はない。

日本では、ヤングケアラーをイギリスでの先行研究から、家族介護者と児童の生活という文脈で紹介し議論した論文(柴崎：2005)から事実上の研究は始まっている。しかし、現在でもヤングケアラーの存在は、決して広く知られてはおらず、2018年に一般向けの新書でヤングケアラーに関する本が出版されている(澁谷智子(2018)『ヤングケアラー-介護を担う子ども・若者の現実』中央公論新社.)。また、具体的な支援についても開始され始め、模索もしている状況である。

文献レビューを行うことによって、ヤングケアラーを支援するには、何が問題なのか、何を指すのか及び現在の研究の動向と到達点を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

(1) 文献検索と選定方法

文献検索については、データベース検索を基に、雪だるま式による引用からの文献検索と頻出著者名からの著者検索の3つの手法をおこなった。

文献データベースは、アメリカのGoogle社が提供をしている「Google Scholar」を中心とし、日本の国立情報学研究所の提供する「CiNii Articles」も活用した。複数のデータベースを用いることによってノイズと抽出漏れを減らすようにした。検索式は、キーワード検索を中心に行っている。そのキーワー

ドは、「ヤングケアラー」、「家族介護者支援」、「頻出の著者名」である。検索式「(ヤングケアラー) AND (家族介護者支援)」も使っている。期間は限定せずに、2019/9/24までの「Google Scholar」と「CiNii Articles」に登録されているすべての日本語の研究を対象とした。

データベース検索から抽出した論文を精読した。その上で、選択基準として、検索式のキーワードが論文等の本文や抄録に存在する、または、論文等のキーワードとして挙げられているものとした。除外の基準は本文の内容がヤングケアラーを主としていないものや重複している論文とした。また、二次文献、書評、会議録、外国文献も除外した。

文献レビューで重要視される引用に着目して、引用数・被引用数などの多寡に着目した補完の検索を行っている(雪だるま式)。同じ文献が得られた場合は、再度、データベースで検索を行っている。また補完検索として頻出の著者名を再びデータベース検索(著者検索)することを行った。それにより、本論文での採択を行った。

(2) 分析方法

文献レビューのプロセスは、課題設定、文献検索、内容検討、文献統合、論文執筆とした。

文献統合では、要約表に文献を落とし込み、文献の分析が一覧表で見ることが出来るようにした(マトリックス方式)。要約表の項目はタイトル、著者、発行年、雑誌名、背景、目的、方法、結果、考察、強み、限界、引用とした。

(3) 倫理的配慮

本研究は、職業教育研究開発センターの研究倫理指針を遵守している。

要約表にまとめた文献には、個人を特定できる記述がないことを確認した。また、本研究の本文中にも名前、年齢、住んでいる地域などから個人を特定できる記述は行わないように配慮した。

3. 研究結果

(1) 検索の結果

データベース(Google Scholar)検索から44件、CiNii Articlesから32件が得られた。合わせて76件の

得られた文献のうちから前述した基準に基づく除外を行い、13件を得た。採択の基準は、2-(1)の文献検索と選定方法から得られた文献を採択した。さらに引用・被引用の補完検索より2件を得て、合計15件を得た。それを文献一覧として表1(要約表)にまとめた。要約表には、発行年順に文献を載せた。同じ発行年内は、順不同とした。これを時系列に沿い、考察、強み、限界などを中心に論文を概観した。

(2) 時期ごとの特徴と内容検討および採択理由

1) 2000年～2010年

日本にイギリスの研究が紹介された2000年(三富:2000)から、ヤングケアラー研究が数多く始まる前の時期で2000年から2010年を一つのまとまりとした。この時期の特徴は、主にイギリスなどのヤングケアラー研究を日本に紹介している。

要約表には、最初にヤングケアラーに焦点をあて、報告された1本の論文を選んだ。この柴崎論文(2005)では、「ヤングケアラー」という表記ではなく、「Young Carers」となっている。日本語として、ヤングケアラーという用語がほとんど定着していなかったことを示している。

柴崎論文の内容は、世界初と思われるイギリスでのヤングケアラー調査の報告書を紹介している。さらに、イギリスでの児童のニーズ把握や支援のあり方を児童福祉の面から注目したものである。

2) 2011年～2013年

この期間は、「ヤングケアラー」という用語が、専門職間にも広く知られる前の時期である。

ヤングケアラーという言葉が、まだ様々な分野の研究者の間でも共有されていない時期でもある。

福祉専門職ではない教育職、心理職がそれぞれの分野からヤングケアラーの存在を報告している。

また、日本国内では、聴覚障害を持つ親を支援する子ども(CODA)の心理状態、こどもが親の通訳としての役割からの心理状態の論文が心理職によって報告されている。

他に、大規模に日本の中学校の担任にヤングケアラーの存在についてのアンケートを行った結果より、ヤングケアラーの存在率を1.28%という値を導き出している北山論文(2011)がある。この時まで存在率さえ、推定出来ない状態であった。さらに北

山論文では中学校教員に対してインタビュー等も行われ、様々な知見が得られている。子どもたちに向かい合うことが主となる中学校教員からの調査であり、教育職が修士論文として発表している。

3) 2014年～2015年

この時期に、ヤングケアラーの存在をはじめて医療、福祉の専門職に認識されているのかを問うアンケート調査が福祉職によって行われた(澁谷:2014)。さらに、精神障害を持つ親をケアする子どもたちに焦点を当てる中津・廣田論文(2013)や2011年の調査に引き続き日本の中学生の実態調査を教職員に対して行っている北山・石倉論文(2015)が発表された。つまり、ヤングケアラーに対する専門職の認識を調べることが始まった時期である。2年間に多くの論文が出現している。

澁谷論文では、医療福祉専門職(MSW)に対して、ヤングケアラーなど子どもがケアを行っていることを知っていたことがあるのかという調査が行われた。MSWがケアを担っている子どもに気が付き、いかにケアシステムに繋げるのかを述べている。MSWでもヤングケアラーの認知度は約30%という値が得られている。

北山・石倉論文(2015)では、ヤングケアラーには、家族全体への支援の必要性を示している。学校にはヤングケアラー発見に大きな役割があることも指摘している。さらにヤングケアラーがそのこどもの年齢相応のキャリアを積むことができていないことが論じられている。

4) 2016年～2017年

この時期は、ヤングケアラーの存在に関する研究だけではなくヤングケアラーの支援について述べる時期に入ったことを示している(武田:2016)。さらにそれまでの主な先行研究をまとめ、文献検討を行う青木論文(2016)が出された他、著者自身がヤングケアラーであったことを明らかにしている論文(前述の武田論文)も発表されている。さらにイギリスと比較することで支援に関する法の整備を主張する研究が発表された。澁谷論文(2017)では、日本にはヤングケアラーを支援する法律がないことを、法が整備されているイギリスと比較し論じている。従来の実態調査が充分には行われていない時期よりもさらに前進を意味すると思われる研究である。

武田論文は、著者自身がヤングケアラーだったことから行った研究であり、ヤングケアラーを支援する仕組みについての論文である。なお武田論文では、「ヤングケアラー」という用語ではなく、「若年介護者」という用語を著者は一貫して使用している。主に、ライフストーリーや著者の体験から得られた言葉などが記述されている。

また、精神保健福祉士の役割から、親をケアする子どもについて「家族全体を考えるアプローチ」からの森田論文（2016）が発表されている。

ヤングケアラーを支援する具体的な方法の考察が始まった時期である。

5) 2018年～2019年

市町村中心の実態調査であった従来よりも規模が大きく、ヤングケアラーである可能性のある高校生自身の認識を問う調査が行われた。従来の教員の視点から、当事者からの視点というように変化がある報告を基にした論文が発表された。

小中学生では、自分がヤングケアラーであるという認識ができないケースが多いと思われるが、高校生ならば説明することで認識はある程度はできるのではないかという視点からの研究である。そのために、ケアの内容やケアに費やす時間など、従来では得られなかったデータが得られている。さらにこの濱島・宮川論文（2018）では、家族介護を自らしていることを、友人には話せていても教員や専門職には話せていないことがわかった。また、ヤングケアラーの存在率も合わせて導き出されており、5.2%となった。ただし、この存在率は、ケアの負担別に導き出されており、「ケアをしている」と回答した生徒の割合である。濱島・宮川論文では、週あたりのケアの回数・時間でも存在率が導き出されており、1.0%の生徒はかなり重いケア（いわゆる「しんどいケア」）の負担があると推測されている。

また三菱UFJリサーチ&コンサルティングにより、全国でのヤングケアラーの実態を把握・掌握が行われた。アンケート、ヒアリング、海外の事例の調査も行われている。その中では、ヤングケアラーの概念の周知、家族支援の制度上の位置づけ、子どもがケアを担わなくて済むような施策の必要性などが報告されている。

実態調査がより広く深くなってきている時期である。

4. 考察

2005年ころから先行するイギリスでの研究を紹介する形で、日本でもヤングケアラーの研究がはじまった。日本での研究開始時点では、子どもが親や祖父母、きょうだいなどをケアすることを問題視するのか、あるいは「お手伝い」の範囲なのかなど、問題の所在が曖昧であり、定義も曖昧なままであった。現在では、責任を伴ったケアであるのか、それとも家庭内のお手伝いなのかを考慮しての定義が多く使われている。しかし、現状では、定義の部分で共通の認識とは言い切れない。一般社団法人 日本ケアラー連盟の提唱する定義以外にも様々な定義が使われており、要約表に載せた文献でも一致はしていない。

さらにヤングケアラーは子ども本人だけの問題ではなく、その家族をケアする必要性が指摘され、子どもだけの問題から、その家族全員への支援の必要性という意識にまで広がりを見せている。まさに「家族全体を考えるアプローチ」（森田論文）の必要性を述べている。濱島・宮川論文からも家族類型による差、要ケア家族による差、家庭の経済状況などが調査報告書からも必要な視点であることが明らかになった。

一方、現状ではだれがどのようにヤングケアラーの支援を行うのか、などが専門職の間でも共通の問題として認識とはなっていない。さらに専門職間でもヤングケアラーという用語自体の認識がまだまだ不十分である（澁谷論文：2014）。つまりヤングケアラーの問題は、介護者（ここでは、ヤングケアラー）を支援する必要という点でも、十分な認識がされていないままである。

さらに、要保護児童対策地域協議会の登録されているケースについての報告書が2019年に発表された。これは全国規模の実態調査である。また様々な研究者によって様々な場所で実態調査が行われはじめており、報告書など次々と公表されている。

またヤングケアラーを支援する法的な整備について、先行するイギリスと比較する形で日本に紹介されている。そこではヤングケアラーの問題は、子どもの問題だけではなく、家族介護者の支援の視点から問題にされている。さらに、先行するイギリスを

参考に様々な支援の方法が模索されている。

要約表に取り上げた論文の中で、特に「結果」「考察」「強み」「限界」を取り上げ考察することで、様々な形で家族介護者を支援することの必要性が述べられている。ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーを含む、家族介護者への支援の必要性である。北山論文(2011)、中津・廣田論文(2013)、北山・石倉論文(2015)、田野中・遠藤・永井論文(2016)、森田論文(2017)、藤沢市調査(2017)、濱島・宮川論文(2018)など、ヤングケアラーを支援することは、子どもがキャリアを積むべきときに積めていないことだと考察する。さらに「介護の社会化」と、ヤングケアラーを含む家族全体への支援は必ずしも支援内容が一致しない。それは子どもが家族介護を行うことが当たり前になってしまうと子どもが年齢相応のキャリアを積めない事が起きる。この指摘はヤングケアラー研究の早い段階から指摘をされている。

また自身がヤングケアラーだということを理解するか、周囲が見つかることも問題点として認識が始まっている。また各地で実践も行われ始めている。

これが、現時点でのヤングケアラー問題に関する、文献レビューからの動向・到達点といえる。

5. 今後の課題

現状では日本のケアシステムである介護保険制度には、介護者支援という文脈の法律は任意事業であり、様々な面からヤングケアラーに対する支援が法的には根拠が曖昧であることなどが明らかになった。この現状では、どのようにヤングケアラーを支援していくのか、さらにどのような法律がヤングケアラー支援に必要なのかなどの研究が当面の課題である。上記について積極的に活動を行っている研究者も存在する。その活動を広げていくことも課題である。さらに、ヤングケアラーが年齢相応のキャリアを積めていない事に対する認識を社会全体でなすことが必要である。

また、ヤングケアラーは、家族介護者の一部とも考えられるために、ヤングケアラー研究が、家族介護者に対する支援のあり方の一面を示すことになる。著者は、ヤングケアラー研究は、家族介護者支援の必要性を象徴的に表していると受け止めている⁶⁾。この視点からの指摘をしている研究はいくつ

かあるが(前述の考察参照)、具体的な家族介護者支援の方法についての研究はほぼ未着手である。そのためこの視点からの研究が今後も必要であり、さらには、具体的な支援の方法を提示することが必要になる。

このようにヤングケアラー研究は、まだほとんど未着手である部分が多い。はじまったばかりの研究である。介護と子どもの立場に立った支援のあり方など、従来の支援の体系に留まらない広い視野を持って研究を行い続ける必要がある。そして、ヤングケアラーの発見、家族介護者を支援する具体的な方法の提示が日本のヤングケアラー研究の課題である。

引用文献

- 1) 一般社団法人 日本ケアラー連盟「ヤングケアラープロジェクト」<https://youngcarerpj.jimdofree.com/> 2018/09/20閲覧
- 2) 三富紀敬(2000)『イギリスの在宅介護者』ミネルヴァ書房、407。
- 3) 前掲書、407。
- 4) 前掲書、407。
- 5) 前掲書、407。
- 6) 河本秀樹(2018)「ケアシステムにおける介護者支援の欠落について—ヤングケアラーの文献レビューから」『日本介護福祉学会大会要旨集』桃山学院大学、104。

参考文献

- 津止正敏(2012)『家族介護者支援の論理—家族介護者の介護実態と支援の課題』立命館大学人間科学研究所、129-157。
- 大原天青(2016)「生活場面面接(Life space interview, life space crisis intervention)に関する研究動向と課題—諸外国と日本の比較を通して」『上智大学社会福祉研究』40。
- Garrard, J. (2012) “*Health Sciences Literature Made Easy: The Matrix Method*” third edition, Jones&Bartlett Learning LLC. (=2012、阿部陽子訳『看護研究のための文献レビュー—マトリックス方式』医学書院)
- 大木秀一(2013)『看護研究・看護実践の質を高める文献レビューのきほん』医歯薬出版。
- 三富紀敬(2008)『イギリスのコミュニティケアと介護者—介護者支援の国際的展開』ミネルヴァ書房。
- 春日キスヨ(2010)『変わる家族と介護』講談社。
- 平山亮(2014)『迫りくる「息子介護」の時代—28人の現場から』光文社。
- 津止正敏(2013)『ケアメンを生きる—男性介護者 100万人へのエール』クリエイツかもがわ。
- 道念由紀(2016)「日本の社会福祉領域におけるナラティブ研究の系統的文献レビュー」『上智大学社会福祉研究』

40、25-52。

柴崎智恵子 (2005) 「家族ケアを担う児童の生活に関する基礎的研究 — イギリスの “Young Carers” 調査報告書を中心に」『人間福祉研究』 8。

北山沙和子 (2011) 『家庭内役割を担う子どもたちの現状と課題：ヤングケアラー実態調査から』兵庫教育大学大学院学校教育研究科 平成23年度修士論文。

中津真美・廣田栄子 (2013) 「聴覚障害の親をもつ健聴の子ども (CODA) の通訳場面に抱く心理状態と変容」『日本音声言語医学』 56 (3)。

澁谷智子 (2014) 「ヤングケアラーに対する医療福祉専門職の認識 — 東京都医療社会事業協会会員へのアンケート

調査の分析から」『社会福祉学』 54 (2)。

田野中恭子・土田幸子・遠藤淑美 (2015) 「ドイツにおける精神に障害のある親を持つ子どもへの支援 — CHIMPS に焦点をあてて」『佛教大学保健医療技術学部論集』 9。

北山沙和子・石倉健二 (2015) 「ヤングケアラーについての実態調査 — 過剰な家族内役割を担う中学生」『兵庫教育大学学校教育学研究』 27。

松崎実穂 (2015) 「メディアにみる「家族を介護する若者」 — 日本における社会問題化を考える」『ジェンダー & セクシュアリティ』 10。

青木由美恵 (2016) 「介護を担う子ども (ヤングケアラー) に関する文献検討」『ヒューマンケア研究学会誌』 7

表1 要約表

| タイトル | 著者 | 発行年 | 雑誌名 | 背景 | 目的 | 方法 | 結果 |
|--|-----------------------|------|------------------|--|--|--|--|
| 家族ケアを担う児童の生活に関する基礎的研究 — イギリスの “Young Carers” 調査報告書を中心に | 柴崎智恵子 | 2005 | 人間福祉研究 | 家族のケアを担う児童が一定数存在する。その子どもたちのニーズや支援のあり方が児童福祉から注目されている。 | 児童が家族ケアを担う状況をイギリス、アメリカ、オーストラリア等の研究動向と日本の現状を明らかにする。 | イギリスの先行研究の整理。The Young Carers Research Group の報告書からイギリスの YC の実態を紹介している。また、イギリスの YC の実態もその報告書から述べている。 | YC の実態を数的に分析。年齢・性別・民族・家族構成・就学状況・就労・ケアが必要な人との関係・疾病・障害の特質・サービス・ケアラーの公的アセスメント、どの法律に基づくのか、過当たりのケア時間、ケア年数、家族の就労状況等を数的に分析している。 |
| 家庭内役割を担う子どもたちの現状と課題：ヤングケアラー実態調査から | 北山沙和子 | 2011 | 兵庫教育大学修士論文 | 教育機会の侵害。被介護者の親からの「生活の支配」。子どもたちの「子どもらしい生活」を脅かしている。 | 家族へのケア役割の担い手の子どもの実態把握である。 | 担任教員495名に YC もしくは YC とと思われる生徒がどの程度存在するかの質問紙調査。生徒総数 4285 名。及びインタビュー調査 11 名を行った。 | YC は、140 名の担任が存在すると答えた。存在率は 1.28%。彼らの最善の利益は、セルフヘルプグループのように、身近に語れる場所や、語れる人がいる「安心感」。いかに YC にそれを与えられるかである。 |
| 聴覚障害の親をもつ健聴の子ども (CODA) の通訳場面に抱く心理状態と変容 | 中津真美 廣田栄子 | 2013 | 日本音声言語医学 | 聴覚障害の親をもつ健聴の子ども (CODA) は、親をケアする役割を持つ。通訳も行う。その際の心理状態から支援の必要性を述べる。 | CODA の通訳役割を行う際に心理尺を用いて親子の自己評価を解析。CODA の心理状況の変化と親との相互性を検討である。 | CODA と親に対して、半構造化面接を行う。内容は、自由にエピソードや感想を求める。その直後に通訳場面での自己評価、後方視的方法を行う。 | CODA は親の障害と通訳を肯定的に受け入れる。親はそれに満足。中学生になると手話を変な目で見られるかという不安。その変化に親は驚き困惑。CODA になる負担に対する不満。親に対して通訳の反省をする。親から通訳を依頼されることがなくなる。 |
| ヤングケアラーに対する医療福祉専門職の認識 — 東京都医療社会事業協会会員へのアンケート調査の分析から | 澁谷智子 | 2014 | 社会福祉学 | イギリスでは 1980 年代から注目され、日本では現在、一部で関心が高まっている。 | 医療福祉専門職 (MSW) がヤングケアラーをどう認識し、どのくらいの頻度でみられるのか。 | MSW に対するアンケート調査をもとに、量的データを分析。2010 のインタビューも参考。 | MSW に対する調査から、「ヤングケアラー」「家族ケアを行う子ども」「若年介護者」などを知っているかという問いには、約 30% の MSW が知っていた。 |
| ドイツにおける精神に障害のある親を持つ子どもへの支援 — CHIMPS に焦点をあてて | 田野中恭子 土田幸子 遠藤淑美 | 2015 | 佛教大学保健医療技術学部論集 | 日本の精神疾患患者数は増加中。精神障害のある親を持つ子どもも増加中と予想される。精神に障害のある親を持つ子どもへの支援の示唆を得る。 | 精神に障害のある親を持つ子どもへの支援で、ドイツの CHIMPS プログラムを調査し、日本国内での展開の示唆を得る。 | ドイツの児童思春期クリニックにてインタビューと観察を行う。そこから日本国内の支援者と意見交換を行う。 | ドイツでは日本と比較して、入院日数が少ない。多くの患者が地域で暮らしている。日本と比べて看護師は半数であるが臨床心理士や SW の人数が多い (人口当たり)。 |
| ヤングケアラーについての実態調査 — 過剰な家庭内役割を担う中学生 | 北山沙和子 石倉健二 | 2015 | 兵庫教育大学学校教育学研究 | 子どもの親や祖父母、兄弟などにケアが必要ときに「ケアの担い手」にならざるをえないことがある。その存在はあまり知られていない。 | YC にはその家族全体への支援の必要性。学校には YC の発見に大きな役割がある。 | 質問紙調査。公立中学校 39 校の担任 495 名を対象。質問紙には、担任のクラスで「とても多くの家庭内役割を担っている生徒について」を聞く。 | 担任しているクラスの数は 143 学級で、在籍数は 4420 名。家庭内の役割を担っている生徒は、きょうだいの世話や家事全般が多い。 |
| メディアにみる「家族を介護する若者」 — 日本における社会問題化を考える | 松崎実穂 | 2015 | ジェンダー & セクシュアリティ | 家族を介護する若者の「孤独や孤立という困難」を述べる。 | 家族を介護する若者の主体の現れ方、ジェンダー、排除、介護の社会化を提示する。 | 文献調査 | 介護の社会化、家族を介護する若者の孤独、孤立、社会的排除があることの指摘している。 |

(2)。

武田卓也 (2016)『若年介護問題の研究：若年介護者を支援する仕組みの形成に向けて』桃山学院大学大学院社会学研究科 2015年度博士論文。

田野中恭子・遠藤淑美・永井香織他 (2016)「統合失調症を患う母親と暮らした娘の経験」『佛教学保健医療技術学部論集』10。

森田久美子 (2017)「精神障害のある親とケアする子どもと精神保健福祉士の役割」『精神保健福祉』47 (2)。

澁谷智子 (2017)「ヤングケアラーを支える法律 — イギリスにおける展開と日本での応用可能性」『成蹊大学文学部紀要』52。

日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト (2017)『藤沢市 ケアを担う子ども (ヤングケアラー) についての調査<教員調査>報告書』日本ケアラー連盟

濱島淑恵・宮川雅充 (2018)「高校におけるヤングケアラーの割合とケアの状況：大阪府下の公立高校の生徒を対象とした質問紙調査の結果より」『厚生指針』65 (2)。

澁谷智子 (2018)『ヤングケアラー — 介護を担う子ども・若者の現実』中央公論新社

三菱UFJ リサーチ & コンサルティング (2019)『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書』

受付日：2020年1月29日

| 考察 | 引用 | 強み (筆者の解釈) | 限界 (筆者の解釈) |
|--|--|--|--|
| YCの実態を数的に分析。子どもの生活問題、子どもの最善の利益は調査だけでは不十分。家族ケアを担う子どもの多くは義務教育下で、教育の制限下である。ひとり親家庭の増加等で家族ケアを担う子どもの存在が見過ごされる懸念がイギリス同様、日本でもありと示唆される。 | 秋元美世 (2004)、岩田正美・武川正吾 (2003)、武川正吾・塩野谷祐一 (1999)、田端光美 (2003)、古川孝順 (1982)、平岡公一 (2003)、三富紀敬 (2000) | 日本ではYCが未問題化の時期に、イギリスの調査から実態を報告。日本の調査ではないが、様々な点で日本でも問題となる点がある。数的にあらわれた1次調査である。日本でのYCに関するさきがけの研究である。 | 日本での調査ではない。また、ナラティブではなく、様々な子どもの権利侵害などの実態を数的に表すには限界がある。 |
| YCの行うケア内容は多岐にわたり、様々な生活場面問題の影響からなる。ケアシステムはYCのために、SSWやSWなど問題に繋がるための環境、地域、エンパワメントを促進し、ネットワークを作る役割がある。 | 阿部彩 (2011)、新井肇 (2010)、ケアラー連盟 (2010)、藤井美江 (2010)、畠中宗一 (2003)、星野仁彦 (2010)、イリイチ (1982)、岩井阿礼 (2009)、入江英里子 (2010)、三富紀敬 (2000、2006、2008、2010)、信田さよ子 (1997) | 子どもに向かい合う教員への調査。多量の質問紙を配り、4285名が対象。大規模調査。教員11名のインタビューも。量的研究と質的研究の両面からの研究である。 | 家庭内のお手伝いと過大なお手伝いの線引が曖昧。生活に支障が出ていると教師が思っているのかなど。YCの用語を教員たちが理解することになったのか。また調査を通じて理解されたか。理解が介護、看護に限定された可能性あり。中学校のみが対象である。 |
| CODAの障害の受け入れを青年期から成人期について、成長のプロセスを前述の5つの点から考察。通訳のために、常に家にいる必要、全面的に頼られるなどの心理的負担。難しいことや専門用語の通訳などに不満や怒り。YCの研究から、親のケアの受け止めと子どもとの違いは、YCの課題と指摘。CODAの障害受容や自己確立のための支援が必要である。 | 中津真美・廣田栄子 (2012)、寺崎正治・岸本洋一・古賀愛人 (1992)、氏家達夫 (2000)、山岸明子 (2000)、中川泰彬・大坊郁夫 (1985)、皆川郁夫 (1981)、落合良之 (1995) | 子どもの発達と障害の受容という点を数的に分析を行っている。1次文献となっている。 | 過去の心理状態を現在から評定することで、一致するのかの制約。通訳事例で親子関係の関係性を論じることの妥当性。事例の数が少ないことなどがある。 |
| 日本ではYC支援方法が未確立。YCはケアマネや行政職員から家族が利用できるサービスの情報に触れることが少ない。また、MSWがYCに関わる事が妥当ではないという意見もある。YCに対するケアは「つなげる」専門職間でも明確ではない。 | 北山沙和子 (2011)、柴崎智恵子 (2005)、三富紀敬 (2000)、森田久美子 (2010)、土屋葉 (2006)、ベッカー (1993) | 少数の質的研究が現状。このような子どもがどれだけの頻度で見られるのかという視点である。 | 家族をケアする子どもをどうサポートするのか方法や指針が確立していない。MSWがどこまで関わられるのかの戸惑いがある。 |
| 多くの患者の配偶者は家族への支援を求める。疾患で社会的な負担を減らす方法と家族の関係性の改善を示す。CHIMPSは、子どもの年齢に応じた疾患と相談先を説明。子どもには専門職や他者との関係づくりを行う。家族で問題を乗り越える力を強化することを目指す。子どもが疾患を理解し、人間関係構築のサポート、社会資源の活用までをサポートする。 | 土田幸子・長江美代子 (2010)、北山沙和子 (2011) | 精神障害をもつ親の子ども達のための精神社会的な成長条件モデルが提示され、子ども自身と周囲の関係をプログラム化。医療保険が使え、自己負担はない。 | 精神疾患の親を持つ子どもへの支援としている。比較的限定的な支援プログラムとなっている。ドイツとの文化的背景が異なるなど、プログラムを日本でそのまま使えない。 |
| 保護者の養育能力の低さがYCの背景。ひとり親家庭、貧困、外国籍、依存症、精神疾患、虐待、不登校、アダルトチルドレン、少子高齢化等の社会問題が複雑に絡む。YC本人に対しての支援では不十分で、家族全体へのアプローチが必要。それはSWの領域。YCは「お手伝い」ではなく、保護者の責任の元でケアが行われると指摘。中学生の1%以上にYCが存在すると推測。 | 三富紀敬 (2000、2008、2010)、柴崎智恵子 (2005) | 中学校39校、4420名対象の大規模調査。担任教員がYCをどの点で学校生活に影響するのかを数的に表した。YCの家庭内役割を担う理由も調査。お手伝いとの違いを保護者の責任の有無から指摘がある。 | 中学生以前と以後の実態は追えていない。質問紙への回答で、YCが一般的に認知されていないことから「答えにくいと思われる」ことがあり、回答が得られなかった部分があった。 |
| 家族を介護する若者への孤独や孤立の困難に対しての支援。家族全体の介護者支援ニーズや経験を考える。YCが排除される問題。現在の介護保険制度では、介護を担う家族の存在が暗に想定されているが、その家族は誰かは明示されていない。社会的排除があることに向かい合い介護の仕組みを考える必要性あり。 | 江原由美子 (2013)、藤崎宏子 (2014)、飯塚一郎・中島慎治 (2014)、北山沙和子 (2011)、三富紀敬 (2000、2008)、森田久美子 (2010)、中津海麻子 (2014)、澁谷智子 (2008)、土屋葉 (2006) | 家族を介護する若者に対する考察は、介護の社会化からの視点も重要。メディアの発信の内容(資料の一覧あり)からの考察あり。 | メディアの発信自体が多いとはいえない可能性あり。 |

| タイトル | 著者 | 発行年 | 雑誌名 | 背景 | 目的 | 方法 | 結果 |
|---|--------------------------------|------|----------------|---|---|--|---|
| 介護を担う子ども(ヤングケアラー)に関する文献検討 | 青木由美恵 | 2016 | ヒューマンケア研究学会誌 | ひとり親家庭の増加。晩婚化、少子化など、親に代わりケアを担う子どもの増加。日本では介護をする子どもが居ても「よく出来た子」とされてしまう。 | 日本におけるヤングケアラー研究の動向を明らかにする。 | 文献検討。キーワード「ヤングケアラー」、「若年介護者」、「介護者」or「未成年」を医中誌 ver.5にて使用し、検索した。 | 発見のために学校の果たす役割の大きさ。家族全体への支援の必要性。ケアを担う子どもへの支援方法は確立されていない。発達の観点から一貫した心理・教育的支援が必要。 |
| 若年介護問題の研究：若年介護者を支援する仕組みの形成に向けて | 武田卓也 | 2016 | 桃山学院大学博士論文 | 実の母親を著者が23歳から14年に渡り、介護を担ってきた経験を基にしている。 | 若年介護者と支援の仕組みの形成に向けて、若年介護者の概念整理、制度研究、実践の検討を通して若年介護者問題を研究した。 | 質的研究、ライフヒストリー。実践研究としてソーシャルアクションや各団体のチラシなどの収集、サイニーを用いた検討した。 | 文献研究は、介護の定義、範囲、概念の成立史などの整理と概観。ライフヒストリーは、著者の14年間の経験から得られた様々な言葉など。若年介護者支援の仕組みつくりの形成の課題と方向性が明らかにされている。 |
| 統合失調症を患う母親と暮らした娘の経験 | 田野中恭子 遠藤淑美 永井香織 芝山江美子 | 2016 | 佛光大学保健医療技術学部論集 | 精神障害を持つ親と暮らす子どもは、生活全般が脅かされる可能性。そのような親子への支援が必要。家族の中で介護者や家計を支える役割を担う。 | 統合失調症を患う親と暮らす子どもの経験を明らかにする。ここに着目した研究は少ない。 | 事例研究。インタビューによるデータ収集とその解析。 | 世話をされない生活を自分で何とかするしかない難しさ。親の悪化した症状による被害とトラウマ。病状を説明されない事による困難。親や親族からの愛情を感じず翻弄された生活。子ども自身の発達課題への親の病状による障害。教員・医療職・近隣住民の子どもへの踏み込まない関わりについての記述がある。 |
| 精神障害のある親をケアする子どもと精神保健福祉士の役割 | 森田久美子 | 2017 | 精神保健福祉 | 日本では、ケアを要する多くの人、事業者のサービスと家族ケアを受けている。家族のケアが生活を支えることも困難になってきている。近年、きょうだいや子どもがケアの担い手となることもある。 | 介護によって就業や学業を中断することは社会的な損失であり、介護者を支える総合的な社会支援のあり方を検討した。 | ケアを担う子どもの概念整理を行い、次に中学校教職員を対象とした「ケアを担う子ども(YC)」の結果を確認して精神障害のある親のケアをする子どもに関わる精神保健福祉士の役割を検討する。 | YCは、「健康状態が良くないもしくは障害の状態にある家族員に対して、ケア責任を有している18歳未満の人」である。YCは、1980年代後半のイギリスで、最も遅れて発見された介護者である。YCへの対応では、学外の機関との連携では、教育委員会、保健部、児童相談所であり、医療・福祉機関はない。 |
| ヤングケアラーを支える法律—イギリスにおける展開と日本での応用可能性— | 澁谷智子 | 2017 | 成蹊大学文学部紀要 | 日本でもYCという言葉が知られ始め、全国規模ではないものの、各種の調査が行われるようになった。しかし、支援をする法律などは未整備で現状では何が出来るのかを模索している段階である。 | YCに対して、現状の日本の法律の枠組みでは何が出来るのかの検討を行う。 | 様々な視点から、YCである子どもに対する支援の必要性を述べている。また、法律が制定されていない現在では、その法律制定の必要性を述べている。 | イギリスではYCがどのように法的な立場にあるのかを整理した。家族の多様性に目を向けている。また、日本ではYCの法律がないため、既存の法律で対応できないかを考察している。 |
| 藤沢市ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査<教員調査>報告書 | 日本ケアラー連盟 ヤングケアラープロジェクト | 2017 | 一般社団法人日本ケアラー連盟 | 藤沢市人口約42万人で神奈川県第4の規模の都市。東京のベッドタウンであり、メーカー企業の工場も多い。インドシナ難民定住センターに近く、外国人が多く、約13%の割合で外国人が住んでいる。この調査の前には、新潟県南魚沼市で調査が実施されており、農村部だけではなく、都市部の調査も必要である。 | 教育現場でどのようにYCが認識されているのか、その実態を明らかにし、ケアを担う子どもや若者への効果的な支援や政策につなげることを。 | 藤沢市の公立小学校・中学校・特別支援学校全55校の教員を対象にYCに関する調査である。対象の教員は1812名で、回答は1098名で、回収率は60.6%であった。無記名式自記式アンケートで、各学校を通して配布、回収をした。 | 教員の41%は、「YC」、「ケアを担う子ども」等の言葉を聞いた。担任教員の5人に1人がクラスに家族のケアをしている可能性を感じた児童・生徒がいた。その子どもの性別は62%が女子。子どものケアの相手はきょうだい(47%)とお母さん(42%)。その母は、精神的な問題が多い。きょうだいは幼い。その子どもの家族構成は、「母と子ども」が40%、「ふたり親と子ども」が35%。YCの内容は、家事、きょうだいの世話が多い。教員が気がつくのは、子ども本人の話が圧倒的に多い。影響は、欠席、学力不振、遅刻など。子どもと保護者の話を聞く精神的ケアや学習、登校、などの直接サポートや学内と学外の連携がある。 |
| 高校におけるヤングケアラーの割合とケアの状況：大阪府下の公立高校の生徒を対象とした質問紙調査の結果より | 濱島淑恵 宮川雅充 | 2018 | 厚生指針 | 近年、YCの存在割合、ケアの状況などが報告されている。学校生活においても、遅刻・欠席・学業不振・衛生・栄養などの問題がある。 | YC調査は行われているが、高校における実態調査はほぼ行われていない。特に高校生自身の質問紙調査がない。YCの実態を当事者である高校生自身の認識に基づいて把握する。 | 大阪府下の公立高校生6160名を対象に調査票を配布し、要ケア家族の有無、YCのケアの状況、要ケア家族の状態、ケアの内容・頻度・時間、存在割合などを得た。 | ケアを要する家族がいる割合は、12.7%であり、うち48.9%はケアを担っている。要ケア家族は、身体障害・身体的機能の低下、病気、認知症などが続く。ケアの内容は、家事、外出時の介助・付き添い、感情面のサポート、病院や施設へのお見舞い、身体的な介助など。ケアしていることは、友人には話すが、教員や専門職には話してない。YCの存在割合は、5.2%で、過去の大阪府の教員に実施した調査では、1.5%であり、教員が把握している以上にYCが存在している可能性がある。 |

表の注1. YCは「ヤングケアラー」を、SSWは「スクールソーシャルワーカー」を、SWは「ソーシャルワーカー」を表す。

表の注2. 「強み」と「限界」の項目は、筆者が各論文を読んで得た筆者なりの解釈であり、各論文の著者が「強み」「限界」として記述してはいない。

筆者の書いたものと著者が書いたものを分けて書くべきだが、1枚の表にすることに意味があると捉え、右端の2列「強み」「限界」として、1枚の表に表した。

日本のヤングケアラー研究の動向と到達点

| 考察 | 引用 | 強み（筆者の解釈） | 限界（筆者の解釈） |
|---|--|--|--|
| 質的研究で、ナラティブからの分析。日本と先行するイギリスとの比較と対比。イギリスでの指摘が日本でもみられる。事例研究では、日本でもYCの存在が明らかになり、介護を担う要因、責任、影響、認識などの蓄積有り。2013には、YC研究動向、研究課題の提示有り。2015には、YCの存在率が実態把握された。 | 澁谷智子（2012、2014）、ベッカー（2000）、福知栄子（1996）、三富紀敬（1997、2000、2008）、柴崎智恵子（2006）、木下康仁（2013）、土屋葉（2006）、森田久美子（2010、2013）、中津真美・廣田栄子（2012、2013）、北山沙和子（2015） | YC研究動向を文献からまとめたこと。研究年代と研究方法からの分析である。定義についてまとめられている。到達点が示されている。得られた知見は多い。 | 国内の文献中心のため、質的、量的研究とも分析件数が多いとはいえない。「資料」であり、文献検討の位置づけになっている。 |
| ライフストーリーでは、著者自身の14年間に渡る若年介護者としての経験を踏まえ、介護実態、介護問題を論じ、様々な介護問題が明らかに。「ライフステージ移行」「ワーク・ライフ・バランス」「家族介護システム」「社会的孤立」などが明らかにされている。 | 上野千鶴子（1994、2008、2011、2013）、春日キスヨ（2010、2011）、柴崎智恵子（2005）、澁谷智子（2012、2014、2015）、武田卓也（2008a、2008b、2009、2010、2013、2014、2015a、2015b）、津止正敏（2007、2009、2010、2013）、畠中宗一（2006）、三富紀敬（2000、2008、2010、2011）、大和礼子（2008） | 様々な内容が検討される。著者が若年介護者だったことなど。若年介護者支援の課題や方向性まで議論がなされている。 | 先行研究が少ないために、様々な点でひとつひとつ手探りの研究であったこと。事例が著者本人の例だけになったこと。 |
| 生活支援の必要性。子どもへの疾患説明の必要性。健全な大人との関わりの必要性。また、経験をしたある画家は、精神疾患の親と子どもの関係を「子どもらしく人形と遊ぶ代わりに親の面倒を見る暗い生活」という内容の絵を描いている。生活支援を行うことの必要性を明らかにしている。 | 下山千景（2005）、牧野忍・巽あさみ（2014）、北山沙和（ママ）（2011）、岡村正幸（2009）、川崎洋子（2010）、土田幸子（2013）、岡田尊司（2011） | 親が精神疾患と限定されている。その子どもたちがどんな支援を必要とするのかをインタビューを通して得る。子どもたちへの支援の必要性を生活課題や発達の問題や周囲の関わりから明らかになった。 | 様々な問題点や支援の必要性が明らかになった。しかし、それを現状のシステムにいかにつなげるのかということはこの研究で目指していないと思われる。問題の提起である。 |
| 子どもへの支援の考えの中心に、「家族全体を考えるアプローチ」を据えることが重要である。どの様な支援があれば、養育者の役割を果たしやすいかの視点も必要である。ケアを担う子どもを発見し、必要な支援を得られるようアセスメントにつなげる仕組みを地域内に作っていくことが必要である。 | 南山浩二（2006）、森田久美子（2010）、三富紀敬（2000）、一般社団法人日本ケアラー連盟（2015）（2016）、総務省主計局（2013） | 精神保健福祉士の役割が精神障害のある親をケアする子どもの支援（YC）に必要なことを述べている。 | 従来からの統計資料を用いたの分析と考察となっている。 |
| イギリスでは、YCに対して法的な位置づけを行い、公的な支援が行われている。しかし、日本では法律がないために、「子ども・若者育成支援推進法」と「子供・育成支援推進大綱」のどこをどのようにYC支援に適用できるのかを述べている。 | 北山沙和子（2011）、三富紀敬（2000）、森田久美子（2010）、日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト（2015）、澁谷智子（2014） | 日本では未整備の、YCに対する法律の必要性を述べており、現状では既存の法律での対応を述べている。イギリスの法を制定している国と未整備の日本を比較している。 | 法が未整備のために、行政官もYCに対してどのような支援が出来るのかを探っている状況である。既存の法律でどのように対応できるのかを考察している状況である。 |
| 半分の教員が家族のケアをする子どもがいるとした。家族に病気や障害がなくても貧困などの理由で重いケアを担い、学校生活に支障が出ている。ケアの相手は、母で精神疾患が多い。その子どもの4割が「母と子ども」世帯で、藤沢市では「母親と子ども世帯」が7%でかなり高い比率である。教員はYCに本人の話から気がつくことが多い。日常会話や欠席の理由から知る。その子どもの他に支援者がわからないケースが6割で、支援者が分かる場合の6割以上が親戚だ。教員の子どもの対応では、本人の話聞き、親と面談をして改善策をともに考えるや、見相やカウンセラーとの連携などが多い。しかし、相談がない段階で家庭の中にどの程度はいいよいかなど支援の難しさを表している。 | 報告書のために、引用文献についての記載はない。 | 藤沢市というベッドタウンであり、メーカー企業が多い都市部の公立小・中・特別支援全55校の教員が対象であり、規模が大きい。体系的な調査である。また外国人・外国籍の人が多くこと特徴的である。新潟県南魚沼市という農村部に続いて行われた。 | 幼いきょうだいがいることが、すなわちYCとは言い切れないので、その部分をどのように今後考えていくのかが、大きな実態調査での問題点であろう。また、藤沢市は、メーカー企業の工場とベッドタウンの両面があり、その地域差が見られれば、比較することでさらに興味深い結果になったことも予想される。 |
| ケアの時間の長い場合は、教員が気がつくためYCの存在割合に近い。負担の軽い場合は、見逃す可能性がある。祖父母との同居、母親がいない、経済的な脆弱さを抱える家庭でYCになりやすい。社会構造的な問題ではないか。YCが抱える問題は、子どもの人権に関わる。教員、専門職へのYCへの理解、周知で、YCを孤立させないこと。家族介護を前提とした福祉制度、介護制度の見直し、ケアラー支援の充実が必要である。 | 日本ケアラー連盟（2015）、北山沙和子・石倉健二（2015）、澁谷智子（2014）、濱島淑恵・宮川雅充（2017） | 小中学生では、なかなか自分自身がYCであることを認識できないケースがある。そこで高校生自身に質問紙調査をすることで、自身の認識に基づいての調査である。家庭内の状況、ケアの内容、ケアに費やす時間、教員に話していないことなど、実に様々なことがわかる。友人には話せても、教員や専門職には話せていないことなどがわかった。 | 幼いきょうだいがいることがYCなのかという議論がある。本調査では、除外している。YCの定義自体もまだ正式になっていない。今回は、横断調査ではなく、中学でYCであった子どもが、どのような高校に進学したのかなどは、わからない。また、重い負担のケアなど、「しんどいケア」の場合、義務教育ではない高校には、進学できていないことも考えられる。 |

